

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-236552

(P2004-236552A)

(43) 公開日 平成16年8月26日(2004.8.26)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
A23K 1/14	A23K 1/14	2B005
A23K 1/00	A23K 1/00 102	2B150
A23K 1/18	A23K 1/18 B	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2003-27919 (P2003-27919)	(71) 出願人	399106505 日清丸紅飼料株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
(22) 出願日	平成15年2月5日(2003.2.5)	(74) 代理人	110000084 特許業務法人アルガ特許事務所
		(74) 代理人	100068700 弁理士 有賀 三幸
		(74) 代理人	100077562 弁理士 高野 登志雄
		(74) 代理人	100096736 弁理士 中嶋 俊夫
		(74) 代理人	100089048 弁理士 浅野 康隆
		(74) 代理人	100101317 弁理士 的場 ひろみ

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 反芻動物用発育促進剤

(57) 【要約】

【課題】反芻動物の疾病を予防すると共に飼育効率を高めるための反芻動物用発育促進剤を提供することを目的とする。

【解決手段】ハーブ類あるいはハーブ類およびキャロブ粉末を有効成分とする反芻動物用発育促進剤。

【選択図】 なし

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ハーブ類を有効成分とすることを特徴とする反芻動物用発育促進剤。

【請求項 2】

ハーブ類およびキャロブ粉末を有効成分とすることを特徴とする反芻動物用発育促進剤。

【請求項 3】

ハーブ類がフェネグリーク、カンゾウ、ローズマリー、セージ、オレガノ、タイム、バジル、マジヨラム、シナモン、ローレル、ターメリック、ジンジャー、コリアンダー、セロリシード、クミン、キャラウェイ、フェネル、クローブ、オールスパイス、オニオン、ガーリック、ナツメグである請求項 1 または 2 記載の反芻動物用発育促進剤。

10

【請求項 4】

請求項 1 または 2 記載の反芻動物用発育促進剤を無薬飼料中に有効成分換算で 0.001 ~ 25 重量% 添加した飼料を給与して飼育することを特徴とする反芻動物の飼育方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、反芻動物に用いる発育促進剤に係り、特に無薬飼料の添加に適した発育促進剤に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、下痢等の疾病を予防して反芻動物の死亡率を低下させて飼育効率を高めるために、飼料中に抗菌性物質等の薬剤を添加していた。しかしながら、近年残留薬物の問題が大きくクローズアップされるようになり、薬剤を使用することなく疾病を予防することが求められてきた。これらの要望を満たす方法として、ハーブ類を有効成分とする種々の疾病予防および治療剤が提案されている。

20

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

そこで本発明者等は、反芻動物の飼育中における全ステージの飼料中に添加して、疾病の予防を行うと共に肥育等の飼育効率を高めることのできる物質について種々研究を重ねた結果、本発明を完成するに至った。

30

【0004】

【課題を解決するための手段】

すなわち、本発明は、ハーブ類またはハーブ類とキャロブ粉末を有効成分とする反芻動物用発育促進剤およびその反芻動物用発育促進剤を用いた反芻動物の飼育方法に関する。

【0005】

【発明の実施の形態】

本発明の反芻動物用発育促進剤の有効成分であるハーブ類としてはフェネグリーク、カンゾウ、ローズマリー、セージ、オレガノ、タイム、バジル、マジヨラム、シナモン、ローレル、ターメリック、ジンジャー、コリアンダー、セロリシード、クミン、キャラウェイ、フェネル、クローブ、オールスパイス、オニオン、ガーリック、ナツメグ等が挙げられるが特にローズマリー、シナモン、フェネグリークが好ましい。これらのハーブ類は 1 種または 2 種以上を適宜組合せて用いることができる。

40

前記ハーブ類は粉末の他、抽出して精油等の形態にして用いることもできる。

また本発明の反芻動物用発育促進剤の他の有効成分であるキャロブ粉末は、キャロブの莢および/または果肉を粉末状にしたものであり、なかでも特に莢を粉末にしたものが好適である。

本発明における反芻動物用発育促進剤において、ハーブ類とキャロブ粉末とを併用する場合、ハーブ類とキャロブ粉末との配合割合は特に制限されるものではないが、例えばハーブ粉末：キャロブ粉末の場合 0.0025 ~ 5 : 1、好ましくは 0.01 ~ 1 : 1 であり、ハーブ精油：キャロブ粉末の場合は 0.0001 ~ 2 : 1、好ましくは 0.001 ~ 0

50

． 3 3 3 : 1 の範囲である。

【 0 0 0 6 】

本発明の反芻動物用発育促進剤は、所望により酵母、乳酸菌、全卵粉末、グルコース、デキストリン、オオバコ末、炭酸水素ナトリウム、塩化カリウム、塩化ナトリウム、硫酸マグネシウム等を適宜添加することによって一層効果が高められる。

また反芻動物用発育促進剤を調製する場合、ケイ酸等の賦形剤を適宜用いることもできる。

【 0 0 0 7 】

本発明の反芻動物用発育促進剤は通常飼料中に有効成分換算で 0 . 0 0 1 ~ 2 5 重量%となるように添加することが好ましい。

10

【 0 0 0 8 】

本発明の反芻動物用発育促進剤を家畜に給与する方法としては粉末状あるいは、水に溶かして溶液状として飼料と混合して給与することが好ましい。そして本発明の反芻動物用発育促進剤は、反芻動物の飼育期間の全ステージのいずれの時期にも好適に使用することができる。例えば肉牛の場合であれば哺乳期から肥育期まで給与でき、また搾乳牛の場合は、泌乳期から乾乳期のいずれの時期においても使用できる。

また本発明の反芻動物用発育促進剤は、特に哺乳期および飼料の切替え時に用いることによって、家畜にストレスを与えることなくスムーズに給餌することができる。給与する反芻動物としては、牛、ヒツジ、ヤギ等が挙げられるが、特に牛が好ましい。

【 0 0 0 9 】

20

【 実施例 】

次に本発明をさらに具体的に示すために実施例を掲げて説明するが、本発明は、以下の実施例のみに限定されるものではない。

【 0 0 1 0 】

実施例 1

ローズマリー粉末を用いて反芻動物用発育促進剤を調製した。

【 0 0 1 1 】

実施例 2

ローズマリー粉末 1 重量部およびキャロブ粉末 5 重量部を均一に混合して反芻動物用発育促進剤を調製した。

30

【 0 0 1 2 】

実施例 3

ローズマリー粉末 3 重量部、シナモン粉末 1 重量部およびフェネグreek粉末 6 重量部を均一に混合して反芻動物用発育促進剤を調製した。

【 0 0 1 3 】

実施例 4

ローズマリー粉末 3 重量部、シナモン粉末 1 重量部、フェネグreek粉末 6 重量部およびキャロブ粉末 5 0 重量部を均一に混合して反芻動物用発育促進剤を調製した。

【 0 0 1 4 】

実施例 5

カンゾウ粉末 4 重量部、セージ粉末 3 重量部、オレガノ粉末 2 重量部、タイム粉末 3 重量部、バジル粉末 1 重量部、マジoram粉末 1 重量部、ローレル粉末 1 重量部、ターメリック粉末 2 重量部、ジンジャー粉末 1 重量部、コアンダー粉末 1 重量部、セロリシード粉末 1 重量部、クミン粉末 1 重量部、キャラウェイ粉末 1 重量部、フェネル粉末 1 重量部、クローブ粉末 1 重量部、オールスパイス粉末 1 重量部、オニオン粉末 1 重量部、ガーリック粉末 3 重量部およびナツメグ粉末 1 重量部を均一に混合して反芻動物用発育促進剤を調製した。

40

【 0 0 1 5 】

実施例 6

実施例 5 で調製した反芻動物用発育促進剤 3 0 重量部およびキャロブ粉末 1 5 0 重量部と

50

を均一に混合して反芻動物用発育促進剤を調製した。

【0016】

試験例

供試牛としてF1雄子牛(14日令)を各試験区に15頭用意し、基礎飼料として表1に示す配合の代用乳に対し、ハーブ類が1重量%となるように反芻動物用発育促進剤を表2に示す1頭あたりの給与プログラムにより朝夕2回給与し3週間飼育した。また比較例として無薬の基礎飼料のみを同様の給与プログラムにより給与して3週間飼育したものを対照1区とした。次にその飼育結果を示せば表3のとおりである。

【0017】

【表1】

10

原料名	重量部
脱脂粉乳	74
油脂	23
乳化剤	2
ビタミン・ミネラルミックス	1

【0018】

【表2】

20

試験週令	代用乳(粉体)	お湯量
1	150g	1.2L
2	200g	1.4L
3	200g	1.4L

【0019】

【表3】

	試験①区	試験②区	試験③区	試験④区	試験⑤区	試験⑥区	対照①区
発育促進剤	実施例1の 発育促進剤	実施例2の 発育促進剤	実施例3の 発育促進剤	実施例4の 発育促進剤	実施例5の 発育促進剤	実施例6の 発育促進剤	—
開始体重(kg)	39.6±2.8	39.8±2.7	39.6±3.2	39.7±1.8	39.8±2.6	39.6±2.3	39.9±3.1
終了体重(kg)	43.9±3.0	46.3±2.9	44.2±2.5	46.4±1.6	44.3±2.4	46.5±2.7	42.4±3.5
期間増体重(kg)	4.3±1.8	6.5±1.2	4.6±1.7	6.7±1.3	4.5±1.5	6.9±1.8	2.5±1.8
期間DG(kg/日)	0.20±0.08	0.31±0.06	0.22±0.08	0.32±0.06	0.21±0.07	0.33±0.09	0.12±0.08

10

20

30

40

【0020】

【発明の効果】

本発明の反芻動物用発育促進剤は、ハーブ類またはハーブ類とキャロブ粉末の併用効果により疾病の予防と共に肥育等の飼育効率を高めることができる。

フロントページの続き

(74)代理人 100117156

弁理士 村田 正樹

(74)代理人 100111028

弁理士 山本 博人

(72)発明者 岸田 昭弘

栃木県那須郡西那須野町大字井口1242-5 日清飼料株式会社那須研究所内

(72)発明者 本園 幸広

東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号 日清飼料株式会社内

(72)発明者 濃畑 雄四郎

東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号 日清飼料株式会社内

(72)発明者 鈴木 宏幸

栃木県那須郡西那須野町大字井口1242-5 日清飼料株式会社那須研究所内

Fターム(参考) 2B005 AA06 BA00 JA04 LB07

2B150 AA02 AA04 AB01 AB02 AB10 AE02 CE18 DD32 DD33 DD37

DD38 DD39 DD44